

## ◆一般社団法人愛知県農業会議とは◆

愛知県農業会議は、愛知県内の農業委員会会長、市町村、農業団体等で構成された非営利型一般社団法人です。

当初、愛知県農業会議は、昭和29年に農業委員会等に関する法律に基づく認可法人として創立され、農民の公正な意見を反映し農業の立場を代表する組織として業務を行うことにより、農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り農民の地位の向上に寄与してきました。

その後、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、平成28年4月から一般社団法人に組織変更するとともに、愛知県知事から「農業委員会ネットワーク機構」の指定を受け、愛知県内の農業・農村の健全な発展に向けて、土地と人対策を中心に業務を展開しています。

## ◆一般社団法人愛知県農業会議の主な業務◆

愛知県農業会議は、農業委員会等に関する法律に基づき、農業委員会ネットワーク機構として、以下の業務を行っています。

### 1 農業委員会相互の連絡調整及び農業委員会に対する支援業務

- (1) 農業委員会からの問い合わせや農業者からの相談に応じるため、窓口を設置しています。
- (2) 農業委員会の委員、農地利用最適化推進委員及び職員に対する講習及び研修会を開催しています。

### 2 農地に関する情報の収集、整理及び提供業務

- (1) 農地情報公開システムが最新の情報を提供することができるよう、各農業委員会の農地情報の入力状況の確認・進捗管理を行います。
- (2) 農地に関する情報を整理し、同システムを活用して、整理した情報を関係行政機関、関係地方公共団体及び農地中間管理機構等に提供しています。

### 3 農業経営を営み、又は営もうとする者に対する支援業務

- (1) 新規参入者又は新規参入予定者からの相談に応じるため、窓口を設置しています。
- (2) 新規参入者又は新規参入予定者に関係農業委員会の紹介を行うに当たって

は、当該者が円滑に就農できるよう、あらかじめ関係農業委員会等と連絡調整を行います。

### 4 法人化の支援その他農業経営の合理化支援のための業務

- (1) 担い手からの相談に応じるための窓口を設置しています。
- (2) 農業者年金制度の理解促進及び普及推進のための研修会等の開催しています。
- (3) その他農業経営の合理化のための支援を実施しています。

### 5 認定農業者その他の農業の担い手の組織化及び組織の運営支援業務

認定農業者又は農業経営者等の組織化を支援するとともに、農業経営者組織等について、必要に応じて運営支援を行っています。

### 6 農業一般に関する調査及び情報の提供業務

- (1) 農地価格や農作業料金などの基礎的な調査を行い、必要に応じて農業者、農業委員会及び農地中間管理機構等の関係機関に対し提供するとともに、農業一般に関する農業者等への情報提供活動を行っています。
- (2) 調査及び情報の提供にあたっては、一般社団法人全国農業会議所及び農業委員会と適切に連携します。

### 7 農地法等その他の法令の規定により農業会議が行うものとされた業務

農地法等その他の法令に定められた業務について、常設審議委員会の決定を経て、意見の提出等を行っています。

### 8 関係行政機関等に対する意見の提出業務

農地の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務をより効率的かつ効果的に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、農地等利用最適化推進施策の改善について具体的な意見を提出することとされています。

### 9 関連団体の事務局

次の三つの団体の事務局として業務を行っています。

- (1) 愛知県農業委員会事務研究会
- (2) 愛知県稲作経営者会議
- (3) 愛知県耕作放棄地対策協議会

## 農業委員会ネットワーク機構の組織と活動

